

項、一三条）及び国際法に違反し、国会または内閣が同条を改廃しないことは国家賠償法一条の違憲行為にあたる」として慰謝料を請求したのに対し、最高裁は、民法七三三条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある、国会の立法行為も違法とは考えられない、上告人らの被った不利益は特別の犠牲にあたらない、と判示した（最判一九九五〔平七〕・一二・五判時一五六三号八一頁）。

女性についてのみ六カ月間の再婚禁止期間を定める民法七三三条は、父性推定の重複を避けるために設けられている、と説明され、学説上も概ね規定の趣旨は理解されているが、この目的からすると、禁止期間は一〇〇日で足りるはずと強く批判されていた。禁止期間が必要以上に長いのは、平等原則違反とも指摘されている。既述した民法改正案要綱の中では一〇〇日に短縮している。立法目的に対し手段の妥当性（設定される期間の長さ、必要ないカップルにも適用されるべきか、など）が問われる問題である。

* 3 詳しくは、植野妙実子『憲法の基本』学陽書房、二〇〇〇年一〇九頁以下。

▼文献

金城清子 1991『法女性学』日本評論社
田上穰治他編 1968『体系憲法事典』青林書院新社

第7章 思想良心の自由と信教の自由

1 思想良心の自由

問題の所在

日本国憲法一九条は、「思想及び良心の自由」を保障する。これは内面的な精神活動の自由（内心の自由）一般を保障する規定である。だが公権力が人の内心に文字通り介入して特定内容の内心を抹殺・変改することは、（少なくとも現時点ではまだ）現実的に不可能である。「内心の自由」の憲法的保障が、こういうことをするなど公権力に対して命じる点に尽きるなら、その保障の現実的な意義は大きくない。そこで問題は、「内心の自由」の憲法的保障が、個人の外部的活動のどんな側面に保護を及ぼすことによって、現実生活のうえで固有の意味をもつのか、である。これに対しては以下の三つの型の解釈論が提示される（詳しくは、佐々木 2005）。

「不利益取扱い」型の解釈論

第一に、公権力が意図的に特定内容の内心の侵害を行う場面（「意図」型）に対応するものとして、次のような解釈論上の命題を提示できる。「公権力が、特定内容の内心を侵害する意図をもって、その特定内容の内心を保持する個人を、まさにそれを心の内に

保持するゆえをもつて、不利益に取扱うことは、絶対的に禁止される」。

こうした不利益措置をとる前段階に公権力がよく行うのは、不利益措置の対象となる特定内容の内心を保持するかどうかを諸個人に訊ねる、という措置である（「不利益取扱い」型と結合した「思想調査」）。前記第一命題の派生的解釈論として、このような「思想調査」も憲法上絶対的に禁止される。この点を個人の側から言い直すと、個人には「沈黙の自由」が保障されることになる。私人間関係で「沈黙の自由」に冷淡な姿勢を示した著名判例として、三菱樹脂事件判決（最大判一九七三〔昭四八〕・一一・一二民集二七卷一五三六頁）がある。

「外面的行為の強制」型の解釈論

第二に、公権力が意図せざる結果として特定内容の内心の侵害を帰結する場合（非「意図」型）に対応するものとして、次のような解釈論上の命題を提示できる。「公権力が、特定内容の内心を侵害する意図なしに、一般的な規制措置を行う場合に、その規制による『外面的行為の強制』が、ある個人の保持する特定内容の内心と深いレベルで衝突するとき、同規制からその個人を免除することが憲法上の要請である。ただし、免除しないことを正当化する非常に強い公共目的がある場合には、この限りでない。また可能な場合には免除される者に、当該規制に代替するような負担が課されるべきである」。信仰の自由に関するが、剣道実技拒否事件判決（最判一九九六〔平八〕・三・八民集五〇卷三九四六頁）は、この解釈論を大筋で認めた。

「自発的行為の強制」型の解釈論

第三の解釈論上の命題は、「公権力は自発的行為を強制することが絶対的に禁止される」、というものである。人の外面的行為のなかには、当人の自主性・自発性に基づいてはじめて社会的に意味があるとみなされる「自発的行為」が、少数ながら存在す

る（前記の「外面的行為」は、外部的行為のうち「自発的行為」にあたるものである）。具体例として、当人の内心の反省に基づいてはじめて意味がある「謝る行為」、当人の内心の志に基づいてはじめて意味がある「寄付・献金行為」などをあげる。自発的行為の強制は、自発的にその行為を行う意思のない者に対して行為次元でその自発性を押しつけると同時に、自発的にその行為を行う者からもその行為の本質的意味を剝奪する。ゆえに「内心の自由」の侵害として絶対的に禁止される。関連判例として、裁判所による謝罪広告強制を合憲とした最大判一九五六〔昭三一〕・七・四民集一〇卷七号七八五頁、税理士会による政治献金強制を違法とした最判一九九六〔平八〕・三・一九民集五〇卷三号六一五頁、司法書士会による震災見舞金の寄付強制を合憲とした最判二〇〇二〔平一四〕・四・二五判時一七八五号三一頁がある。なお最判二〇〇七〔平一九〕・二・二七民集六一卷一四二九一頁は、公立学校卒業式で音楽教員に「君が代」のピアノ伴奏行為を強制することは違憲でないとした。だが少なくとも「国歌斉唱行為」は、自発的行為にあたるとしてその行為強制を違憲だと考えるべきである。

2 信教の自由と政教分離に関する総論的考察

日本国憲法における宗教に関連する諸規定

日本国憲法は、個人の人権として、信教の自由を保障する（二〇条一項前段、同条二項）。それに加えて、国家に対して、政教分離原則を課している（二

〇条一項後段、同条三項、八九条前段）。

比較憲法的な観察

近代立憲主義諸国の憲法は例外なく、個人の人権である信教の自由を保障する。だが「比較憲法的にみると、憲法で政教分離原則を宣言する国はそれほど多くない」(野中他 2006a: 313 [中村])。「一般に、政府と宗教の関係については、両者を融合させる国(国教主義)、教会を公法上の特別の団体として特別扱いする国、両者を分離して教会も他の私法上の団体と同様に扱う国(分離主義)の三類型がある……」。日本国憲法は、このうち第三の類型を採用した」(松井 2007: 434)。そして同じ第三類型でも、「アメリカとフランスとを同じに論ずることはできない。……その中身は一樣でなく、それぞれの国の歴史と伝統、文化や宗教のあり方などが、大きくかわってくる」(芦部 2000a: 146)。

このように、政教分離原則は、個人の人権(主観的権利)とは違う、客観的制度のレベルの規範である。この違いは、日本国憲法を解釈する際の視角にどう影響するだろうか。

3 憲法解釈を行う際の視角

日本国憲法の解釈に
関わる二つの視角

まず、日本国憲法の解釈一般の次元で重要視されてきた二つの視角を確認しよう。第一に、「日本国憲法は、近代的・立憲的意味の憲法原理を、『人類普遍』(前文)のものとして日本社会にうけ入れることとなった」。だがこの憲法原理は、「客観的事実としては、けっして、人類社会に文字どおり普遍的・超歴史的に見られたものではなく、西洋近代という、空間的にも時間的にも限定された歴史社会が生み出したものである」(樋口 2007: 49)。

かくて日本国憲法の解釈に際しては、歴史的に近代立憲主義を内発的に生み出した西洋諸国の、比較憲法的な研究成果を重視してきた。先輩諸国の憲法実践や思考の蓄積の中から、普遍的な近代的原理を掘み出し、日本に移入しよう、というのが一つ目の視角である。

第二に、一九四六年に日本国憲法が成立するにあたっては、それ固有の歴史的文脈があった。具体的に言うと、この憲法典の内容は、連合国軍最高司令官(SCAP)の主導で形成された。その大目的は、帝国日本の対外的な「無責任ナル軍国主義」(ポツダム宣言六項)の根絶と、そのための対内的な「民主主義的傾向ノ復活強化」(同一二項)にあった。

憲法を制定するという営為は、先立つ憲法体制の何事かを否定し、新しく何事かを実現することを目的としてなされる。当然、日本国憲法の解釈を行うに際しても、この意味での歴史的意義を踏まえる必要があり、これが二つ目の視角である。

憲法学説の営為としては、人権論でも統治機構論でも、概して第一の視角が優勢であつてきた。とりわけ人権論の分野では、司法審査制(人権保障を裁判所が確保する仕組み)を憲法八一条が採用したこと、司法審査制の母国であるアメリカの判例法理がさかんに参照された(「違憲審査基準論」)。それに対して第二の視角は、日本独特の憲法制度である、憲法第一章の天皇制と、第二章の平和主義とを解釈する際に、前面に出てきた。

宗教に関連する
憲法規定の場合

信教の自由と政教分離についてはどうか。現状における学説の支配的スタイルは、その総論次元で第二の視角に基づく言及を行うものの(戦前の国家神道体制への反省など)、解釈論の具体的場面ではもっぱら第一の視角で議論を行う(目的効果基準をレモン・テ

スト的に組み替えることの提唱など、というものである。

たしかに信教の自由の保障内容を考える際には、他の人権の解釈論を考える場合と同様に、第一の視角を基本に据えるのでよいと思われる。人権の規範内容は原理に基づく普遍的なものだ、というのが近代立憲主義の建前だからである。

だが既述のように、人権保障と異なり、国家と宗教との関係は、近代立憲主義諸国の間でも様々であり、同じく政教分離原則を採用していてもその規範内容は国により様でない。つまり、同原則を採用するか否か、採用した場合にその規範内容をどう構成するかは、普遍的原理により一義的には定まらず、むしろ各国固有の歴史的文脈に依存する、というのが比較憲法的な知見の現水準である。そうだとすると、政教分離の憲法原則を解釈する際には、日本国憲法がえて政教分離原則を採用した歴史的文脈（第二の視角）を、解釈論の具体的場面でも、もつと重視すべきであろう。

4 日本国憲法が政教分離原則を採用した理由^{*1}

「神道指令」の主たる狙い 一九四五年二月一日、SCAPは日本政府に対して「神道指令」を発した。これが、戦後日本に政教分離原則の採用を要求した最初の法規範である。その起草過程を見ると、当初、国家神道の撤去（ないし国家と神道との分離^{*2}）という特殊の課題のみを主題としていたのが、後に、それを普遍化ないし一般原則化した、「宗教を国家より分離する^{*3}」という目的をも掲げるようになった。この変化は注目値する。

「神道指令」の主たる狙いは、既に述べたポツダム宣言の大目的と、まっすぐにつながっていた。いわく、その狙いは、「神道の教理ならびに信仰を歪曲して、日本国民を欺き侵略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的ならびに過激なる国家主義的宣伝に利用するが如きことの、再び起こることを防止する」点にある。つまり、「軍国主義」と「過激なる国家主義」の根絶が主たる狙いであり、それら主義の浸透に「国家神道」が利用されてきたという現状認識から、それを打破するために、「宗教を国家より分離（し）……宗教を政治的目的に誤用することを防止」しなければならぬ、とするのである^{*3}。

「神道指令」は自ら、「軍国主義」と「過激なる国家主義」を定義している。天皇や日本国民が「特殊なる起源の故に」他国の元首や国民に優越し、そこから侵略戦争や武力行使を正当化する主義、がそれである。総司令部（GHQ）の内部文書で、「神道指令」の趣旨説明にあたる、一九四五年二月三日付けの「スタッフ・スタディ」は、そうした「軍国主義」等の根絶のための二本柱として、「神道指令」の発令と、天皇自身が勅語により上記意味での「軍国主義」等を否定すること（のちに天皇の「人間宣言」として実現する）とを挙げていた。この点も注目値する。

*1 史実につき、ウッダード1988。本書は、戦前・戦後ともに日本滞在歴が長い宣教師・宗教研究者で、GHQの調査スタッフでもあった著者が、「日本の宗教に関する占領軍の諸政策（の）……客観的記述」（同前・335）を行った、一九七二年出版の書物の翻訳である。

なお「神道指令」からの引用は、読者の便宜のため、片仮名表記および若干の漢字表記を平仮名表記に改めたほか、適宜、句読点を補った。

*2 起草者は、母国アメリカの「教会と国家の分離」原則を念頭に、特に神道との分離が課題となる日本の文脈に合わせて、「教会」に代えて「宗教」の語を用いたのだと理解される。

*3 このように日本では、宗教を政治的動員のために利用することを止めることが、政教分離を採用した最大の理由だった。目的効果基準風に言えば、禁止対象の中核に置かれる国家行為は、その目的と効果の両方とも、宗教的であるよりはるかに政治的なものである。一方、一八・一九世紀のアメリカの各ステイトは概して、信仰の自発性を理念とする宗教的主体が、その理念との不適合性から公定教会制を廃棄し、政教分離を採用した（連邦が政教分離を採用した歴史的文脈は、佐々木 2001）。この違いは大きい。

神道の国家からの分離
と、神道を信じる自由
「神道指令」は、従来の国内法により「非宗教的な国家的祭祀として類別」された「国家神道」^{*4}を、標的とした。そして、「日本政府、都道府県

庁、市町村、あるいは官公吏、属官、雇員等にして、公的資格において、神道の保証、支援、保全、監督、ならびに弘布をなすことを禁止する。」「神道および神社に対する、公の財源よりのあらゆる財政的援助、並びにあらゆる公的要素の導入は、これを禁止する。」、という徹底した形で、国家による神道への支援や統制を禁止した。また、公教育制度から神道を追放する点も強調している。一方で、占領軍は当初より、信教の自由の確立を、占領目的のひとつに掲げていた（ポツダム宣言一〇項）。「国家神道」を、額面どおり「非宗教的」なものだと受け取れば、それを完全廃棄することも選択肢たりえた。だが占領当局は、そこに宗教的要素の存在することを否定できないと考えた。だとすると、その完全廃棄は、信教の自由の侵害を伴うことになる。ゆえに「神道指令」はこう述べた。「神社神道は、国家から分離せられ、その軍国主義的ないし過激なる国家主義的要素を

剝奪せられたる後は、若しその信奉者が望む場合には、一宗教として認められるであらう。而してそれが事実、日本人個人の宗教なり或いは哲学である限りにおいて、他の宗教同様の保護を許容せられるであらう。」と。

従来、国家と結合していた神社神道は、国家から分離される。分離されてはじめて、私的主体——したがって信教の自由の主体——として、成立する。自由の主体として認められることと、「軍国主義ならびに過激なる国家主義的宣伝に利用」される、従来型の国家との結合とは、両立しない。そういう論理的連関が、ここには存在する。

*4 山口 1999: 1-26、が、「国家神道」研究の軌跡と、通説なき現状を概説する。

憲法二〇条と八九条
「神道指令」は占領終結後に廃棄されるポツダム命令だった。ゆえに、「神道指令」の提示した普遍的原則を新憲法に書き込むことにより、その効果

の永続化を図る。これが占領政策において憲法二〇条と八九条の制定が持った意味だった。^{*5}
*5 福田 1993: 348-349。著者は当時の文部省宗務課長であり、「GHQの宗教政策の遂行に協力した立場で、殆んどの事柄を見てきた」。この論文は、ウッダード 1988、を読んだ著者が、「日本側の唯一の証人」として、論評・証言を行うものである（福田 1993: 322）。

5 政教分離原則の解釈問題

今日の諸問題

憲法規範を定立した時点での規範内容との関係から、今日、政教分離原則をめぐり生起している憲法問題を、以下の三つの次元に分類できよう。①「神道指令」が主たるねらいとした、「軍国主義」と「過激なる国家主義」の根絶^{*6}、という次元。戦没者の慰霊や追悼をめぐる問題が今も議論される。②前記①とはさしあたり独立な、戦前に現に存在していた国家と神道などとの行政的結合の廃棄、という次元。地域共同体による神社・寺院への強制的寄付の問題（ウッダード 1988: 148-157）が、今なお残る地域がある^{*7}。③前記②からさらに一般的な、国家と宗教の分離という普遍的原則の次元。ある習俗が、宗教的起源を持つがもはや世俗化したと言えるか、という問題は、ここに属する^{*8}。

以下では①についてだけ論じる。それは第2節末尾で述べたことの実践例になろう^{*9}。

*6 占領当局がこの目的実現のために、「神道指令」と並んで、天皇の神格性の否定を重視していた点はすでに述べた。関連して、天皇の宗教活動は、「天皇の個人的な事柄」、「純粹な私事」（ウッダード 1988: 314, 291）だ、とするのが占領当局の基本的方針だった。

*7 例、高知地判一九九八「平一〇」・七・一七判時一六九九号六七頁、に垣間見える十和村の現実。また、地域自治会が、神社関係費を自治会費の一部に組み込んで徴収した事例に関する、佐賀地判二〇〇二「平一四」・四・一二判時一七八九号一一三頁も参照。

*8 津事件（最大判一九七七「昭五二」・七・一三民集三二卷四号五三三頁）では、市が主催して、市体育館の起工式として、神職主宰のもと神式にのつとった地鎮祭を挙行した。最高裁は本判決ではじめて、いわゆる目的効果基準の考え方を提示し、本件起工式は「宗教的活動」にあたらない、とした。なお占領当局は、この種の問題に対して明確に禁止の立場を打ち出していたが、現場ではそれがなかなか遵守されなかったと伝えられている（ウッダード 1988: 157-158）。

*9 同じ主題に対する、学説のオーソドックスなアプローチを示す近年の論稿として、野坂 2002、小泉 2007。関連して参照、渡辺 2005。

戦没者の追悼問題
についての原意

当時の占領当局の立場は明確だった^{*10}。彼らの見るところ、「軍国主義者や超国家主義者によって、戦没者の祭祀に関連した諸活動が、かつては国策の拡大

強化に宗教的な裁可を与えるようなものにすり替えられていた」。つまり、戦没者の追悼・慰霊のための儀式が、それにとどまらず、生存者を新たな戦争へと動員する機能を営んできた、と別言できよう。ゆえにGHQは、第一に、戦没者の葬儀や記念式典などは、私的になされるべきものとし、公的な主催はむろん、公共施設の使用や弔慰金等の支給といったさまざまな形での公的支援も、また公職者による公的資格での参列も、認められない、とした。第二に、戦没者に敬意を表する記念碑や像（「忠魂碑」など）を、政府・自治体が建立することが禁止され、公有地に設置されたものは撤去しなければならない、とした。一方、軍国主義的・超国家主義的でないものは撤去に及ばず、軍国主義的・超国家主義的な記念碑であっても私的な建立・維持は認められた。第三に、戦没者を祀るための神社である、靖国神社と護国神社は、前節で述べた理路により、完全廃棄の対象とはな

りえず、私的な宗教的主体として宗教活動を行うものとした。

*10 以下は、ウッタード 1988:173-193。引用は、同前:173。

特殊の解決を通じて普遍の原則へ、という発想 当時、大目的である「軍国主義」等の根絶との関係で、「忠魂碑」とその前での戦没者「慰霊祭」、また靖国神社・護国神社やそこでの諸儀式、維持することが要請される（それが原則に照らして間違っているのではない限り）。日本国憲法の規範は、既述のように、それら問題の処理を主眼に置きつつ、その特殊の解決にとどまらずそれを普遍の原則に深めたものである。普遍の原則の中核には、憲法規範の定立時の特殊の解決が据えられていなければならない。

これは、今日そうしなければ「軍国主義」等（や、さらには「国家神道」）が復活するおそれがあるかどうかとは、さしあたり関係がない。規範定立時に特殊の解決を包んで成立した普遍の原則の、歴史的同一性の問題である。またこれは、神社神道を特に敵視する主張でもない。国家は、「特殊の解決」で設定された当該宗教との距離を基本として、他の諸々の宗教とも同様の距離を平等に保つべし、との主張である。逆にいえば、当該宗教は、広範な受益者層のひとつとしてでないと、国家と関わるできない。

具体的事例

箕面事件（最判一九九三〔平五〕・二・一六民集四七卷三号一六八七頁）では、市が「忠魂碑」を別の公有地に移設したことから、公有地の無償提供行為が問題として顕在化した。また、同碑前で挙行された神式と仏式の慰霊祭への、市長等の参列行為の合憲性が争われた。

「特殊の解決」からすると、後者の参列行為は違憲である（上記第二）。また、前者の無償提供行為は、同碑を遺族会に払い下げるなどの仕方では、「私」化することが、政治の場面における抜本的解決とされよう（上記第二）。いっぽう最高裁は、目的効果基準の適用の結果、いずれも二〇条三項の「宗教的活動」にあたらなない、とした。

靖国神社から特定宗教性を抜き取る等してこれを国家的施設にしようという提案がある。上記第三の「特殊の解決」からは、それを逆戻りさせる提案である。私的な宗教主体である当人・靖国神社が自らそれを望むのでないのに議論が行われている、という問題もある。

靖国神社への首相の公式参拝行為は違憲である（上記第二）。何が「公式」参拝で何が「私的」参拝かが議論されるが、本質的でない。政治家が一定の公的な政治的效果をねらって行うパフォーマンスだからである。政治家のプライバシー領域に属する行為だとみなすことができる（その行為について公に論じることがプライバシー侵害に当たり言論の自由の保護対象とならない）のでない限り、「公式」参拝だとみなして差し支えない。だが最判二〇〇六〔平一八〕・六・二三判時一九四〇号一二二頁は、二〇〇一年八月一三日の小泉首相の靖国神社参拝に関する国家賠償請求を、原告に法的な被害利益が存在しないことを理由に、憲法判断に入らずに棄却した。

愛媛事件（最大判一九九七〔平九〕・四・二民集五一卷四号一六七三頁）で最高裁は、靖国神社に玉串料・献灯料として、県護国神社に供物料として、公費支出した県知事の行為を、目的効果基準に照らして憲法二〇条三項と八九条に反するとした。結論は妥当である。

自衛官合祀事件（最大判一九八八〔昭六三〕・六・一民集四二卷五号二七七頁）で最高裁は、私的な親

睦団体である隊友会が、殉職した自衛隊員の合祀の申請を県護国神社に対して行うのに、自衛隊職員が行った協力行為を、検討した。そして、その行為の目的が「合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図ることにあった」ことを一つの根拠にして（一）、その目的と効果が宗教的でないから憲法に反しない、とした。

残された課題

占領当局は「戦場における死を記念することが国のしかるべき機能の一つであること」を認めていた。だが「忠魂碑」や靖国神社等、既存の戦没者のための施設では、「軍国主義的」等の機能を遮断できないため、それら施設への公的関与を徹底して排除した。一方、「政府が死に追いやった人びとへの責任を果たし、政府高官が参列して十分に意を尽くされた死者の追悼と記念のための公的式典」を行うことのみが「戦没者の遺族と戦友を満足させることができる」のであり、これがないと、既存の施設に公的関与を求める反憲法的な動きは絶えない、という点も見通していた（ウッダード 1988: 173, 183）。

これが政教分離原則に忠実な、抜本的な政治的解決の処方箋であろう。ただしそうした国家的な追悼行為は、特定宗教的でないとしても紛れもなく宗教的である。憲法理論は、そのことを正面から承認したうえで、政教分離原則の内容を再構成する課題を負っている。

▼文献

ウッダード、ウィリアム・P. 1988 『天皇と神道』（阿部美哉訳）サイマル出版会

小泉洋一 2007 「政教分離と信教の自由——靖国神社問題の現状と課題」ジュリ一二三四号七二頁

佐々木弘通 2001 「合衆国憲法の政教分離条項」成城法学六四号七九頁

佐々木弘通 2005 「思想良心の自由と国歌斉唱」自由人権協会編『憲法の現在』信山社

佐々木弘通 2009 「信教の自由・政教分離」辻村みよ子編『基本憲法』悠々社

野坂泰司 2002 「追悼」と「祀り」——憲法と靖国神社問題」ジュリ一二三二号六八頁

福田繁 1993 「検証 GHQの宗教政策」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社

山口輝臣 1999 『明治国家と宗教』東京大学出版会

渡辺康行 2005 「『国家の宗教的中立性』の領分」ジュリ一二八七号六〇頁

現代法双書

2004年4月30日 初版第1刷発行
2009年5月15日 第2版第1刷発行

新現代憲法入門〔第2版〕

編者 山内敏弘

発行者 秋山泰

発行所 株式会社法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71
電話 075(791)7131 FAX 075(721)8400
URL: <http://www.hou-bun.co.jp/>

© 2009 Toshihiro Yamauchi Printed in Japan

印刷：中村印刷(株)／製本：(株)藤沢製本

装幀 前田俊平

ISBN 978-4-589-03159-4

■執筆者・執筆分担紹介（*印は編者）

石村修	専修大学教授	I第1章	Ⅲ第13章
芹沢	青山学院大学教授	I第2章	Ⅱ第2章
元山	龍谷大学教授	I第3章	Ⅲ第6章
植野	中央大学教授	I第4章	Ⅱ第6章
*山内	龍谷大学教授	Ⅱ第1章	Ⅱ第4章
西原	早稲田大学教授	Ⅱ第3章	Ⅱ第12章
大藤	獨協大学教授	Ⅱ第5章	Ⅲ第12章
佐々木	東北大学教授	Ⅱ第7章	Ⅲ第2章
池端	神奈川大学教授	Ⅱ第8章	Ⅱ第9章
まつ松	東京経済大学准教授	Ⅱ第10章	Ⅲ第14章
村田	関西大学教授	Ⅱ第11章	Ⅲ第7章
あい愛	名古屋大学教授	Ⅱ第13章	Ⅲ第1章
ただ只	一橋大学教授	Ⅱ第14章	
さわ澤	大阪経済法科大学教授	Ⅲ第3章	Ⅲ第4章
か加	東京経済大学教授	Ⅲ第5章	
おお大	成城大学教授	Ⅲ第8章	Ⅲ第11章
いし宍	一橋大学准教授	Ⅲ第9章	Ⅲ第10章
おさむ			
ひとし			
けん			
みこ			
ひろ			
し			
こ			
ひろ			
みち			
し			
ただ			
ひろ			
のり			
じ			
ひと			
かず			
ひこ			
ひろ			
じ			
しょう			
常			
浩			
彦			
浩			
寿			